

- ☐ 一級
- ☐ 二級 建築士事務所登録事項変更届
- ☐ 木造

下記のとおり登録事項に変更が生じましたので、建築士法第23条の5の規定により届出ます。

年 月 日

指定事務所登録機関
一般社団法人群馬県建築士事務所協会 会長 あて

建築士事務所 開設者氏名
名 称
登 録 番 号
登録年月日

項 目			変 更 前	変 更 後	変更年月日	
変 更 事 項	建築士事務所	フリガナ 名 称			年 月 日	
		所在地	〒	〒		
		電話番号				
	開設者	個人	フリガナ 氏 名			年 月 日
		住 所	〒	〒		
			法人	フリガナ 名 称		
		所在地		〒	〒	
	管理建築士	役 員	別紙「役員名簿」のとおり		年 月 日	
		登録種別			年 月 日	
		登録番号				
		フリガナ 氏名				
管理建築士講習を 修了した年月日及 び修了番号						
構造設計一級建築士 又は設備設計一級建 築士である場合にあ つては、その旨						
構造設計一級建築士 証又は設備設計一級 建築士証の交付番号	第 号	第 号				
所属建築士	別紙「所属建築士変更事項」のとおり					
					* 審査	
備考 1 * 欄は、記入しないでください。						
2 変更事項欄については、変更があった事項のみ記入してください。						

別紙

役員名簿

〔記入注意〕

1 この書類は、申請者が法人である場合にのみ提出してください。

[illegible]

添付書類（ハ）

誓 約 書

登録申請者（営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）及び登録申請者が法人である場合における当該法人の役員を含む。）が下記のいずれにも該当しないことを誓約します。

令和 年 月 日

登録申請者の氏名又は名称

群馬県指定事務所登録機関
一般社団法人群馬県建築士事務所協会会長 あて

記

- 1 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 2 拘禁刑以上の刑に処せられたこと（刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）による改正前の刑法（明治40年法律第45号）第13条に規定する禁固以上の刑に処せられた者を含む。11において同じ。）であつて、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から5年を経過しない者
- 3 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から5年を経過しない者
- 4 建築士法第9条第1項第4号又は第10条第1項の規定により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者
- 5 建築士法第26条第1項又は第2項の規定により建築士事務所について登録を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者（当該登録を取り消された者が法人である場合においては、その取消しの原因となつた事実があつた日以前1年以内にその法人の役員であつた者でその取消しの日から起算して5年を経過しないもの）
- 6 建築士法第26条第2項の規定により建築士事務所の閉鎖の命令を受け、その閉鎖の期間が経過しない者（当該命令を受けた者が法人である場合においては、当該命令の原因となつた事実があつた日以前1年以内にその法人の役員であつた者でその閉鎖の期間が経過しないもの）
- 7 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなつた日から5年を経過しない者（9において「暴力団員等」という。）
- 8 精神の機能の障害により建築士事務所の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- 9 暴力団員等がその事業活動を支配する者
- 10 建築士事務所について建築士法第24条第1項及び第2項に規定する要件を欠く者
- 11 拘禁刑以上の刑に処せられた者（2に該当する者を除く。）
- 12 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられた者（3に該当する者を除く。）

〔記入注意〕

- 1 登録申請者が法人である場合には、法人の代表者の氏名を併せて記載してください。
- 2 2から9まで、11又は12のいずれかに該当するときは、該当事項を抹消し、かつ、上欄にその事実をできるだけ詳細に記載してください。

所属建築士変更事項

新たに所属建築士となった者及び登録情報に変更があった所属建築士

フリガナ 氏 名	一級建築士、 二級建築士又は 木造建築士の別	登録番号	登録を受けた 都道府県名 (二級建築士 又は木造建築 士の場合)	構造設計一級 建築士又は設 備設計一級建 築士である場 合にあっては、その旨	構造設計一級 建築士証又は 設備設計一級 建築士証の交 付番号	所属した年月日又 は変更年月日、及 び事由
						年 月 日
						年 月 日
						年 月 日
						年 月 日
						年 月 日
変更後の所属建築士の数						
一級建築士 名			二級建築士 名		木造建築士 名	
うち 構造設計一級建築士 名						
設備設計一級建築士 名						

現行の所属建築士及び所属を外れた建築士

フリガナ 氏 名	一級建築士、 二級建築士又は 木造建築士の別	登録番号	登録を受けた 都道府県名 (二級建築士 又は木造建築 士の場合)	構造設計一級 建築士又は設 備設計一級建 築士である場 合にあっては、その旨	構造設計一級 建築士証又は 設備設計一級 建築士証の交 付番号	所属外れた年月日 又は変更年月日、 及び事由
						年 月 日
						年 月 日
						年 月 日
						年 月 日
						年 月 日
変更前の所属建築士の数						
一級建築士 名			二級建築士 名		木造建築士 名	
うち 構造設計一級建築士 名						
設備設計一級建築士 名						

備考1 現行の所属建築士及び所属を外れた建築士の欄には、従前に登録された全ての所属建築士について記入し、そのうち所属を外れた建築士について、所属を外れた年月日を記入して下さい。

所属建築士變更事項

新たに所属建築士となった者及び登録情報に変更があった所属建築士

[illegible]

所属建築士變更事項

現行の所属建築士及び所属を外れた建築士

[illegible]

備考1 現行の所属建築士及び所属を外れた建築士の欄には、従前に登録された全ての所属建築士について記入し、そのうち所属を外れた建築士について、所属を外れた年月日を記入して下さい。

添付書類（ロ）

略歴書

登録申請者
管理建築士

- [記入注意]
- 1

職歴の欄は、最近のものから順次記入してください。
- 2

勤務先の欄は、自家営業の場合には自営と記入してください。

フリガナ 氏名					生年月日		
建築士の資格		一級建築士 ☐ 二級建築士 ☐ 木造建築士 ☐ なし ☐	登録番号	第 号	登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）		
学歴	年 月 日	学校名及び学科名			卒業・修了・中退の別		
職歴	期 間	勤 務 先			地位 ・ 職名		
	年月 ～ 年月						